

小値賀町議会第二回臨時会は、平成十八年八月二十四日午前九時三十分、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員 十二名

十 十 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一
二 一
番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番 番

近 黒 立 横 伊 岩 松 末 浦 小 土 加
藤 崎 石 山 藤 坪 永 永 辻 川 山

一 政 隆 弘 忠 義 勇 一 英 隆 重 雅
治
輝 美 教 藏 之 光 治 朗 明 郎 佳 徳

二、欠席議員

なし

三、地方自治法第二百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	財	建
長	役	入	育	務	政	設
	長	長	長	課	課	課
山	三	神	巖	谷	西	中
田	浦	川		村	村	
憲	清	充	良	久	敏	
道	敏	清	也	一	章	

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

町	助	収	教	総	財	建
長	役	入	育	務	政	設
	長	長	長	課	課	課
山	三	神	巖	谷	西	中
田	浦	川		村	村	
憲	清	充	良	久	敏	
道	敏	清	也	一	章	

議会議
会事
務局
書記

松松
永永
清一
美誠

五、議事日程

小値賀町議会第二回臨時会

平成十八年八月二十四日（木曜日）

午前九時三十分

開会

- 第一 会議録署名議員指名（黒崎政美議員・加山雅徳議員）
- 第二 会期決定
- 第三 議案第五〇号 工事請負契約の締結について（柳漁港地域水産物供給基盤整備工事）
- 第四 議案第四九号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについて

午前九時三十分開会

議長（近藤一輝） おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十八年小値賀町議会第二回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第一百八条の規定によって、十一番・黒崎政美議員、一番・加山雅徳議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本臨時会の会期は、本日一日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日間に決定しました。

日程第三、議案第五〇号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

建設課長

建設課長（中村敏章） おはようございます。

議案第五〇号についてご説明いたします。

柳漁港地域水産物供給基盤整備に係る今回の工事入札は、八月二十一日に入札を行い、門田建設株式会社が落札し、入札書記載金額六千百万円に消費税を加算した金額六千四百五百万円で契約を締結したいと思っておりますので、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、本案をご提案申し上げます。

工事の概要をご説明いたします。

柳漁港、北防波堤十五メートルを築造するものでございまして、幅六・九メートル、延長十五メートル、高さ八メートルのケーソンを一函制作据え付けし、計画しておりました北防波堤五十メートルが完成することとなり、港内静穏度の確保が出来ると思われまます。

なお、本件に係る工期は百八十日を予定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五〇号、工事請負契約の締結についてを採決します。
おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第五〇号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四九号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(山田憲道) おはようございます。

議案第四九号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。

地方税法第四百二十三条第一項の規定により、固定資産評価審査委員会が設置されており、この委員会の委員の選任については、同条第三項の規定により、議会の同意が必要でございます。

今回、六月二十八日付で一名の欠員がございましたので、同条第四項の規定により、以下の者を補欠の委員として選任し、同条第五項の規定により、議会の承認が必要でございます。

立石英雄氏は、現在、小値賀土地改良区の役員として活躍されており、また国土調査事業にも精通しており、この固定資産評価審査委員会委員として適任者だと思えます。

同意していただきますと、立石英雄氏の任期は平成十八年六月二十八日から平成十九年九月三十日までとなります。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(近藤一輝) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

松永議員

六番(松永勇治) お尋ねですが、これは補充でしょうか？任期が一年ということのようですね…。

それと、この固定資産評価審査委員会は、年にどのくらいなされておるのか？最近の事例をお願いいたします。

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

今回の、立石英雄氏の承認につきましては、六月二十八日付で、前任者の吉永信義氏が農業委員会の委員となりましたので、地方税法第四百二十五条の、『委員の兼職の禁止等』に抵触しますので、そのために代わったということでございます。固定資産評価審査委員会は、年一回、固定資産課税台帳の縦覧期間の前にいたしております。

立石氏の任期は、残任期間ということですよ。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

土川議員

二番（土川重佳）

ただ今の財政課長の答弁ですけども、吉永氏は、農業委員会じゃなくて、農協の理事ではないですかね？

議長（近藤一輝） 財政課長

財政課長（西村久之） お答えします。

農協の理事もしておりますけども、同時に、農業委員会の委員として選任されておりますので、『兼職の禁止』ということに抵触するというところでございます。

議長（近藤一輝） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第四九号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(近藤一輝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第四九号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員の選任につき承認を求めることについては、これを承認することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

これで、平成十八年小値賀町議会第二回臨時会を閉会します。

― 午前 九時三十九分 閉会 ―